

卒業の認定に関する方針

卒業の認定は、教育目標の修得を基本方針とし、「佐世保市立看護専門学校学則（平成9年4月10日規則第30号）」及び「佐世保市立看護専門学校学則に関する細則」を以て卒業の認定を行う。

（教育目標）

- 1 看護の対象である人間を、身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を修得する。
- 2 人々の健康と生活を自然・社会・文化的環境との相互作用および心身の調和の観点から理解する能力を修得する。
- 3 人々の多様な価値観を認識し、専門職業人としての共感的態度および倫理に基づいた看護を実践する能力を修得する。
- 4 人々の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を安全に実践する基礎的能力を修得する。
- 5 保健・医療・福祉制度と他職種の役割を理解し、チーム医療を実践するとともに、人々が社会資源を活用できるようそれらを調整するための基礎的能力を修得する。
- 6 自己の成長発達と看護の向上を目指して、社会に対して幅広い視野を持ち、最新の知識・技術を自主的に学習する姿勢を身につける。

■佐世保市立看護専門学校学則

（卒業認定）

- 第11条 本校に3年以上在籍し、本校の所定の単位を履修した者については、第26条第1項第2号に規定する講師会議を経て校長が卒業を認定する。
- 2 校長は卒業を認定した者に対して卒業証書(様式第1号)を授与する。

■佐世保市立看護専門学校学則に関する細則

（修了認定）

- 第15条 当該学年終了までに所定の単位を修得した者については、教務会議を経て修了を認定する。
- 2 当該学年に必要な単位を修得できない者は、次年度以降に、再度単位を修得しなければならない。
- 3 修了の認定期間は、5年を超えることはできない。
- 4 再度単位を修得する場合の取り扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 所定の講義時間の3分の2以上を受講している科目は、次年度に試験のみを受け合格点を取得しなければならない。
 - (2) 所定の講義時間の3分の2以上を受講していない科目は、次年度にその科目をもう一度受講し、試験を受けて合格点を取得しなければならない。